

主 文
本件控訴を棄却する。理由

東京地方検察庁検事正野村佐太男の控訴理由は、末尾添付の同人作成名義の控訴趣意補充書と題する書面及び東京高等検察庁検事子原一夫作成名義の控訴趣意補充書と題する書面記載のとおりであつて、これに対する被告人Aの辩护人小林蝶一、同辩护人比志島龍蔵、被告人Bの辩护人平松勇及び右両被告人の辩护人天野憲治の各答弁は、末尾添付の右四辩护人共同作成名義の答弁書と題する書面記載のとおりであるから、これらに対して左のとおり判断する。

控訴趣意第一点から第四点まで（補充書第一点から第四点までを含める）について

おもうに、刑法第七条が刑法上の公務員として、まず、例示的に官吏と公吏とを挙げ、次いで補充的に法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうと観念している所以は、国又はこれに準じて考へべき公共団体の事務をもつて公務と観念し、この公務に従事する者をもつて公務員と観念したものと見らるべきである。ところで、論旨第一点において引用する次の五つの大審院判例を検討してみると、

(一) 大正三年四月一三日の判決（C土功組合法による組合に関するもの）によれば、C土功組合法による組合は、C区町村又はその局部の公益上必要な事項即ち公共事務を取扱うため公法上設けられた公共団体であるから、その公法人なるとは毫も疑なく、その役員である評議員は公務員である。

(二) 大正一二年一二月一三日の判決（農会法による農会に関するもの）によれば、法人が公法人であるか否かは法人存在の目的である事業が国家の事務に属するか否かによつて定まることは当院判例の認めるところである。しかもその法人が国家の特別な監督に服しその目的とする事業を遂行する義務を国家に対して負担し、かつ法人を組織する会員に対して特別なる権能を有するにおいては、ますますその法人は国家行政組織の一部をなし公法人たることは疑を容れなない。農会法による農会はかかる公法人であるからその総代会の総代の選挙は公選たるを失わない。

(三) 昭和五年三月一三日の判決（水利組合法による組合に関するもの）によれば、水利組合は水利土功に関する事業で特別の事情により府県その他の地方公共団体の事業とすることを得ないものがある場合に設置される法人であつて、その目的とするところは本来府県その他の地方公共団体の事業であるべき事務を遂行するに在る。水利組合は国家がその行政組織中に加える趣旨に基いて目的を付与してその存在を認めたものであると、この目的たる事業を国家の監督の下に遂行する公法人であることが明白である。それで同組合議員は刑法第七条にいう法令により公務に従事する職員というべきである。

(四) 昭和一一年一月三〇日及び同年七月一三日の判決（いずれも農会に関するもの）によれば、前掲（二）の判例を引用して市農会議員及び農会総代会組議員はいずれも公務員である。

(五) 昭和一三年一二月二二日の判決（蚕糸業組合法による郡養蚕業組合及び郡養蚕業組合連合法に関するもの）によれば、郡養蚕業組合は蚕糸業組合の一種であつて関係法規を考え合せると同組合は国家に対してその事業遂行の公法上の義務を負担し、一面その組合員に対し公法上の権能を有するものというべく、従つて同組合の事業は蚕糸に関する国家の公益事務に属するものであるから、本件郡養蚕業組合はその性質上公法人であると解するのを正当とする。また郡養蚕業組合連合会も郡養蚕業組合とひとしく公法人であると解するを正当とする。それで同組合の役員は公務員である。

というのであつて、これらを通観してみると、大審院判例の真に意味するところは、必らずしも講学上公法人と呼ばれるすべての法人の事務が常に刑法第七条にいう「公務」に該るものであるとし、従つてその職員は常に「公務員」と判示し来つたわけのものではなく、具体的事案における個々の法人につき、その公共的性質の濃淡の別に意をそそぎ、それが国の事務またはこれに準ずる公共団体の事務として、刑法が該法人の事務に従事する者をして公務員としての清廉と公正とを保持させるために必要な規制を加えるのにふさわしい性質と内容とを有するか否かによつてその事務が「公務」に該るか否かを判別したものと解せられるのである。してからば、よしや検察官所論のごとく健康保険組合が講学上「公法人」として、当然その事務が刑法第七条の「公務」に該り、従つてその役員が同条の「公務員」に該ると即断すべきものではないのであつて、これらを消極に解した原判決が前示大審院判例に反するものと解すべき筋合ではない。原判決が、大審院はいや

所論のとおりであるが原判決のいうごとく、Fが事業主として組合の運営に参画すること、組合の構成分子（保険者）としての地位もとづく活動であつて、その形態及び本質において民間会社が事業主として活動するところと異なるため、その趣意はなから異なること、また、その趣意を異にするものであつて、これをFなる地方行政機関の一部又はその事務を遂行する準行政機関とはみられない。しからば本件組合の性格は前説示のごとき民間の健康保険組合となら異なるところはなく、およそ刑法上その事務を当然「公務」とし、役職員を当然「公務員」とするにふさわしくないものといわなく、然「公務」とし、役職員を当然「公務員」とするにふさわしくないものといわなく、てはならない。このことは検察官所論の、都の職員を組合に派遣する場合の実情と、Fが組合役職員の給与を支出しているというがごとき点を捉えて組合事務の「公務性」が肯定されるわけのものではない。所論引用の最高裁判所のG共済組合に関する判決を見るに、同組合においては、業務の掌理について「運輸大臣が同組合を統理し」又は「物資部の事務を統理し」鉄道局長が当該鉄道局所属物資部の事務を「監理」しているのであるから、この場合においては、その業務の執行は同職員として公務員としての職務に属するものといわなくてはならないのである。て、これを本件事案に引用することは、およそ適切を欠くものである。であるから論旨第三点（これに関連する補充書の所論を含めて）は採用できない。

また、論旨第四点の所論については前説示のごとく原判決の組合事務の「公務」性判定の法制比較の方法が必ずしもすべて適切ではないが、このこと故に組合事務の「公務」性が肯定されるわけではなく、また、保険料をもつて組合の主たる物的基礎とすることが組合の基本的性格に因るものであるからといつて、これを「公務」性有無の判定の資に供することをあながち失当とはいわれず、このことは組合の「人的基礎」についても同様であつて、これらを判定資料としたことが組合の特殊性と本質を無視したものとす所論見解には賛同できない。

かくして、記録を精査しかつ当審における事実取調の結果をも加えて、論旨第一点から第四点まで及びこれらに関連する控訴趣意補充の各所論につきさいに検討してみても、原判決が本件組合の事務を刑法第七条にいう「公務」に該らないと、従つて本件組合役職員の公務員性を否定して、被告人らの贈収賄の公訴事実につきいづれも罪とならないものとして刑事訴訟法第三三六条に則つて各無罪の言渡しをしたことを目して法律解釈を誤り、ひいては法令の適用を誤つたとすべき跡のみるべきものはなく、論旨はすべて理由ないものである。

控訴趣意第五点について、
〈要旨第二〉刑法第九六条ノ三にいう「公ノ競売又ハ入札」とは、公の機関すなわち国又はこれに準ずる団体の実施する〈要旨第二〉競売又は入札を指すものであつて、たとい公法学上公法人又は公共団体といわれるものであつてもその事務が公務に該らない団体の実施する競売又は入札はこれに該しないものと解すべきものである。けだし同規定たるや、かかる公の機関の実施する競売又は入札は、国又はこれに準ずる機関の利害に関するものであるから、これを円滑かつ公正に行わしめようつとし、従つてこれを妨害しようとする行為を禁遏せんとして設けられたものであつて、公務の概念とは切り離して考えることはできないからである。であるから、原判決が本件健康保険組合の事務をもつて「公務」に該らないから、同組合の実施する入札は前示「公ノ入札」に該らないと解したのは相当であり、従つて被告人らに対する入札妨害の公訴事実についても前示同様いづれも罪とならないものとして各無罪の言渡しをしたことを目して法律の解釈を誤り、ひいては法令の適用を誤つた違法があるとすることはできない。であるから所論は採用すべからざるものであつて、該論旨も理由がない。

（その他の判決理由は省略する。）

（裁判長判事 尾後貫莊太郎 判事 堀真道 判事 堀義次）